平成２７年（フ）第８２号
福岡県大牟田市正山町59番地　正山マンション405号
債務者　若月　健司
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第９４号
長崎県大村市原口町574番地３　浜口アパート203、前住所長崎県大村市富の原２丁目479番地１　山口借家Ｅ棟
債務者　小島　　章
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
青森県八戸市大字荒町10番地、前住所青森県八戸市小中野４丁目５番15号
債務者　古川　徳義
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
青森県八戸市大字荒町10番地、前住所青森県八戸市小中野４丁目５番15号
債務者　古川　マツ
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
青森県八戸市大字荒町10番地、前住所青森県八戸市小中野４丁目５番15号
債務者　古川　和彦
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第５７３号
仙台市若林区五橋３丁目１番２―401号
債務者　村上　絹代
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５８４号
仙台市青葉区小松島４丁目13番25―１号　イーグルハイツ小松島１―101、従前の住所　仙台市青葉区昭和町３番15―610号
債務者　秋元　雅子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
福島県いわき市小名浜住吉字道下７番地の５　コーポヒノ103
債務者　高橋　心哉
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２７７号
茨城県久慈郡大子町大字外大野2284番地１
債務者　齋藤　　晶
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１６８号
茨城県土浦市湖北１丁目５番17号
債務者　近藤　博美（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第７５号
千葉県木更津市清見台２丁目10番11号
債務者　三枝　勇樹
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２３０号
石川県河北郡津幡町字太田ろ248番地　アンシャンテ204号
債務者　北島佐恵子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３８号
金沢市芳斉１丁目15番６号　スカイハイツ芳斉707号室、住民票上の住所金沢市額乙丸町ニ134番地
債務者　種本　尚美
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４７号
長野県飯山市大字飯山3329番地
債務者　渡辺　明夫
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係